

# 憲法しんぶん速報版

第 112 号

2005 年 3 月 28 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## 第 40 回総会 40 年の歴史踏まえ飛躍へ

# 共同広げつつ、独自の役割発揮も

4 月 3 日の第 40 回総会が間近に迫り、総会に提出される方針案が各団体と各地の憲法会議に発送されました。4 月には、自民党の「憲法改正大綱草案試案」、民主党の「憲法提言」発表、衆参憲法調査会の最終報告書提出が予定され、国会では国民投票法案提出をめぐる動きが緊迫の度を増している重大な情勢の中の総会です。

### 各地、各団体の積極的参加を

今年の総会の特徴は、憲法改悪とのたたかいが正念場を迎えるなかで、憲法会議が 40 年前からめざしている改憲反対の共同をいかに実現するか、また、急務となっている草の根の学習・宣伝活動においてどのように憲法会議が独自の役割を発揮するか——について、豊かな経験を交流し、意思統一することにあります。

中央憲法会議はそのため、送付済みの方針案を補強するため、当日の報告についての論議を深めています。

すでに参加者登録が始まっています。今年は複数の参加を登録している憲法会議が目立ちますが、まだ多くの憲法会議・参加団体が代表を登録していません。今後の歴史的たたかいを展開す

### 《当面の予定》

#### 憲法会議第 40 回全国総会

- ◇ 日時 4 月 3 日 11 時～16 時
- ◇ 会場 全労連会館 2 F

#### 国民投票法案反対昼デモ

- ◇ 日時 4 月 6 日 12 時 15 分～
- ◇ 集合 日本弁護士会館から国会へ
- ◇ 主催 「5・3 集会実行委員会」  
法律家団体

#### 「5・3 集会」宣伝行動

- ◇ 日時 4 月 9 日 1 時 30 分～
- ◇ 主催 5・3 憲法集会実行委員会
- ◇ 場所 新宿、上野、銀座マリオン  
(憲法会議の分担は銀座)

る確固とした意思統一の場とするために、必ず代表を派遣することをめざして奮闘しましょう。

## 国民投票法案反対で昼デモ

「5・3 憲法集会実行委員会」は3月22日、第4回実行委員会を開き、これまで事務局団体が準備してきた今年の「5・3 憲法集会」の基本骨格を了承するとともに、この集会への各界の賛同を広げ、共同の宣伝行動をおこなうなど、成功に向け全力を尽くすこと確認しました。

また、事務局団体から「5・3 憲法集会」にとどまらず、憲法改悪に反対する可能な共同を広げたいとして、法律家団体とともに国民投票法案に反対する昼休みデモ（別項）が提案され、承認されました。

なお、この日は議事に先立って、国民投票法案について、植村勝慶・國學院大學教授の講義を受け学習しました。植村氏は、この法案によって憲法が改悪されれば96条の改憲手続も緩和され、国民投票の手続きも廃止されると述べ、「国民投票を無くすための国民投票法案」と批判しました。

### ルール無視の報告書作成作業

衆院憲法調査会の最終報告書作成に向けた作業が大詰めを迎えていますが、その内容は調査会委員には一切知らされていません。ところが改憲キャンペーンの先頭に立つ「読売」は、「原案は675頁」、「20人以上が発言したテーマのうち3分の2以上が賛成した意見を『多数意見』とした」などとし、かなり詳細な要旨を紹介しています。報告書の作成過程そのものが、調査会のルールも無視したものです。公正な報告書ができる保障は全くありません。

## 国民投票法案批判の社説

（「東京新聞」3月12日「社説」）

まず、「世論調査では改憲容認論が多数でも、国民の関心分野は環境、福祉、個人の尊厳などばらばらで、まとまった意見があるわけではない。そうした中、投票の帰趨（きすう）を決めかねない法律を政治が主導して急いで制定すべきではない」と、改憲派の政治的思惑にもとづく法律制定に反対を表明。

法案の中身でも、「第一は、改憲条項が複数ある場合に、個別の条項ごとに賛否を問うのか、一括して投票するのか明確にしていない点である。現在の論議からは改憲発議が一カ所だけとは考えられない。……国の最高法規である憲法を変えるか否かは、主権者たる国民の意思を十分かつ正確に反映できなければならない。白紙委任のような一括投票で決めるわけにはゆかない。」

「二点目は規制が多すぎることである。公務員、教育者の投票運動制限、結果を予想する投票およびその結果の公表禁止、マスコミ利用の制限など、賛否の運動や宣伝を制約する条項が羅列されている。これらは公職選挙法を踏襲したものだが、……各人の哲学、理念を基礎に世界と日本の過去、現在、未来を見据えて決めるべき国民投票では、あらゆる事態を想定した活発な議論、表現行為で豊富な判断材料が提供されなければならない。」

結論として、「国民投票法は単なる手続法ではない。憲法改正に劣らないほど重要な意味をもつ。国民がじっくり議論できる時間と場が必要だ」と。